

平成27年(厚)第390号

平成28年1月29日裁決

主文

1 後記「理由」欄第2の2記載の原処分中、裁定請求日における請求人の気分変調症による障害の状態は、厚生年金保険法施行令別表第1に定める3級の程度に該当するとして、障害等級3級の障害厚生年金を支給し、もって、それを超える障害基礎年金及び障害厚生年金はこれを支給しないとした部分を取り消す。

2 その余の再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）

の再審査請求の趣旨は、障害認定日を受給権発生日とする、国民年金法による障害基礎年金及び厚生年金保険法による障害厚生年金（以下、併せて「障害給付」という。）の支給を求め、これが認められない場合は、裁定請求日を受給権発生日とする障害等級2級の障害給付の支給を求めるということである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、気分変調症（以下「当該傷病」という。）により障害の状態にあるとして、平成〇年〇月〇日（受付）、厚生労働大臣に対し、障害認定日による請求（予備的に事後重症による請求）として、障害給付の裁定を請求した。

2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、障害認定日における請求人の当該傷病による障害の状態は、国民年金法施行令（以下「国年令」という。）別表（障害等級1級及び2級の障害の程度を定めた表）及び厚生年金保険法施行令（以下「厚年令」という。）別表第1（障害等級3級の障害の程度を定めた表）に定める程度に該当しないとして、障害認定日による請求に基づく障害給付を支給しない処分をした。また、厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、

請求人に対し、裁定請求日における請求人の当該傷病による障害の状態は、厚年令別表第1に定める3級の程度に該当するとして、受給権発生日を平成〇年〇月〇日とする障害等級3級の障害厚生年金を支給する処分をし、もって、それを超える障害給付はこれを支給しない旨の処分（障害認定日による請求に対する処分と併せて、以下「原処分」という。）をした。

3 請求人は、原処分を不服とし、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 問題点

1 障害等級3級の障害厚生年金は、障害の状態が厚年令別表第1に定める3級の程度に、障害等級2級の障害厚生年金は、障害の状態が国年令別表に定める2級の程度に、それぞれ該当しない場合には支給されないこととなっている。なお、2級以上の障害厚生年金が支給される者には、併せて障害基礎年金が支給されることとなっている。

2 本件の場合、請求人の当該傷病に係る初診日が平成〇年〇月〇日であることは本件記録から明らかであり、同日から1年6月を経過した平成〇年〇月〇日が障害認定日となることについては、当事者間にも争いがないものと認められるところ、本件の問題点は、障害認定日当時における請求人の当該傷病による障害の状態（以下、これを「本件障害の状態」という。）が厚年令別表第1に定める3級の程度以上に該当しないと認められるかどうかであり、これが肯定的に判断される場合は、次に、裁定請求日当時における本件障害の状態が国年令別表に定める2級の程度に該当しないと認められるかどうかである。

第4 審査資料

（略）

第5 事実の認定及び判断

1 審査資料によれば、本件障害の状態等について、次の記載のあることが認めら

れる。

(略)

2 上記認定の事実に基づき、本件の問題点を検討し、判断する。

(1) 請求人の当該傷病による障害で、障害等級2級の障害給付が支給される障害の程度としては、国年令別表に「精神の障害であつて、前各号と同程度（注：日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度）以上と認められる程度のもの」（16号）が、障害等級3級の障害厚生年金が支給される障害の程度としては、厚年令別表第1に「精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの」（13号）及び「傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであつて、厚生労働大臣が定めるもの」（14号）が、それぞれ定められている。

そして、国民年金法及び厚生年金保険法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続き効力を有するものとされている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」（以下「認定基準」という。）が定められているが、障害の認定及び給付の公平を期するための尺度として、当審査会もこの認定基準に依拠するのが相当であると考えるものである。

(2) 認定基準の「第2 障害認定に当たっての基本的事項」の「1 障害の程度」によれば、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度のものであり、例えば、家庭内の

極めて温和な活動（軽食作り、下着程度の洗濯等）はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものである、とされていく。

(3) 認定基準の第3第1章第8節／精神の障害によると、精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものを2級に、労働が著しい制限を受けるか又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの、及び労働が制限を受けるか又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものを3級に該当するものと認定するとされ、精神の障害は、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」、「気分（感情）障害」、「症状性を含む器質性精神障害」、「てんかん」、「知的障害」、「発達障害」に区分するとされており、請求人の当該傷病については、気分（感情）障害に関する認定要領を参照して障害の程度を判定するのが相当と解されるところ、気分（感情）障害で障害等級2級に相当すると認められるものの一部例示として、「気分、意欲・行動の障害及び思考障害の病相期があり、かつ、これが持続したり又はひんぱんに繰り返したりするため、日常生活が著しい制限を受けるもの」が、障害等級3級に相当すると認められるものの一部例示として、「気分、意欲・行動の障害及び思考障害の病相期があり、その病状は著しくないが、これが持続したり又は繰り返し、労働が制限を受けるもの」が、それぞれ掲げられている。そして、気分（感情）

障害は、本来、症状の著明な時期と症状の消失する時期を繰り返すものであるので、現症のみによって認定することは不十分であり、症状の経過及びそれによる日常生活活動等の状態を十分考慮するとされ、日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努め、現に仕事に従事している者については、労働に従事していることをもって、直ちに日常生活能力が向上したものと捉えず、その療養状況を考慮するとともに、仕事の種類、内容、就労状況、仕事場で受けている援助の内容、他の従業員との意思疎通の状況等を十分確認したうえで日常生活能力を判断することとされている。

- (4) 上記1の(1)で認定した障害認定日ころの障害の状態は、現在の病状又は状態像として、抑うつ状態（思考・運動制止、刺激性、興奮、憂うつ気分、希死念慮）が指摘され、その具体的な程度・症状は、睡眠障害（入眠困難、断眠、多夢）が長期に続き、疲労感、全身倦怠感強く、頭痛、背部痛、排尿困難、EDがあり、起床から午前中の憂うつ気分強く、出勤困難で休みがちで、職場では孤立し、上司とのコミュニケーションが悪く、休日は横臥し、興味関心なく希死念慮もあり、意欲低下し、外出困難とされ、日常生活状況は、在宅で同居者はなく、家族との折り合いは悪く、両親は病気を理解しておらず、職場での人間関係もコミュニケーションがとれずに孤立し、日常生活能力の程度は「(3)」で、日常生活能力の判定では、適切な食事、身辺の清潔保持は、自発的かつ適正に行うことはできないが助言や指導があればできる、他人との意思伝達及び対人関係は、助言や指導があればできる程度とされているものの、金銭管理と買い物、通院と服薬（要）、身辺の安全保持及び危機対応、社会性は、おおむねでき

るが時には助言や指導を必要とする程度で、現症時において、一般企業に一般雇用され、上司、同僚等とのコミュニケーション悪く仕事が滞る状態しながらも、週に5日勤務し、管理業務の仕事をして、月に〇円程度の給与を受けていたとされ、請求人に係る被保険者記録照会回答票（資格画面）によれば、請求人は、障害認定日当時厚生年金保険の被保険者であり、標準報酬月額は〇円で、平成〇年〇月〇日及び同年〇月〇日には賞与も支給されていることが認められる。

このような障害認定日ころの障害の状態を総合勘案すると、それは、気分（感情）障害で3級に相当すると認められる例示に該当しないし、労働が制限を受けるか又は労働に制限を加えることを必要とする程度に至っているとまではいえない。

次に、上記1の(2)で認定した裁定請求日ころの障害の状態は、現在の病状又は状態像として、抑うつ状態（思考・運動制止、憂うつ気分、希死念慮、不眠）が指摘され、その具体的な程度・症状は、長期にわたる不眠（入眠困難、断眠、多夢）、全身倦怠感、疲労感で日中横臥傾向で、集中力、持続力が乏しく意欲低下があり、特に起床時から午前中は甚だしく、作業所での業務には馴れてきたが、疲労感が強くて継続への自信は乏しく、最近はヘルパー支援でやや改善したが、自室のゴミ処理ができず、入浴も億劫で、自己の無価値感強く、希死念慮が時々あるとされ、日常生活状況は、在宅で同居者はなく、年に1、2回父親が来宅するが病気への理解は得られず、たまに大学時代の友人との接触があるが作業所以外での他人との接触は乏しく、日常生活はヘルパーに頼り、片付け、調理の援助があるがゴミ処理はできないとされ、日常生活能力の判定は、金銭管理と買い物、通院と服薬（要）は、おおむねできるが時には助言や指導を必要とする

程度とされているものの、適切な食事、身辺の清潔保持は、自発的かつ適正に行うことはできないが助言や指導があればできる、他人との意思伝達及び対人関係、身辺の安全保持及び危機対応、社会性は、助言や指導があればできる程度で、日常生活能力の程度は「(4)」とされているのであるから、このような裁定請求日ころの障害の状態は、気分（感情）障害で2級に相当すると認められる例示に該当し、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度と認めるのが相当である。

(5) 以上によれば、請求人の障害認定日当時における本件障害の状態は、厚年令別表第1に定める3級の程度に該当せず、もとよりこれより重い2級、1級の程度にも該当しないから、原処分中、障害認定日請求に係る部分は相当であるが、請求人の裁定請求日当時における本件障害の状態は、国年令別表に定める2級の程度に該当するから、請求人には、裁定請求日である平成〇年〇月〇日をその受給権発生日とする障害等級2級の障害給付が支給されるべきであり、原処分中、事後重症による裁定請求につき、障害等級3級の障害厚生年金を支給し、もってそれを超える障害給付はこれを支給しないとした部分は相当でなく、取り消されなければならない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。